

2007（平成 19）年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査

報 告 書

川崎市市民局人権・男女共同参画室

目 次

I 調査概要	1 ページ
II 調査結果（まとめ）	3 ページ
III 課題及び今後の改善策	7 ページ

[集 計]

1 審議会等委員への女性の参加状況（年度別）	11 ページ
2 審議会等委員への女性の参加状況（局区別）	12 ページ
3 審議会等委員への女性の参加状況（地方自治法根拠別）	13 ページ
4 審議会等委員への女性の参加状況（審議会等別）	14 ページ
5 各局区における女性委員の参加比率分布	29 ページ
6 女性のいない審議会等 集計	30 ページ

[参考資料]

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	1 ページ
調査の実施に伴う留意事項	4 ページ
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票（様式1）	5 ページ
女性のいない審議会等の参加促進計画（様式2）	6 ページ

2007(平成19)年度川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査について 【結果報告】

I 調査概要

<本調査の目的>

川崎市では、1990(平成2)年に施行した「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(以下「参加促進要綱」という。)に基づき、「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査」(以下「調査」という。)を毎年実施している。

この調査は、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する一環として川崎市の審議会等委員への女性の参加を促進するために、参加促進要綱第3条に規定されている参加比率^{*1}の達成状況を定期的に把握することを主たる目的としている。

<調査内容>

(1) 「川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査票」(様式1)

- | | |
|--------------------------------|---------------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課 | ⑦ 女性委員の現員及び割合 |
| ② 根拠法令等 | ⑧ 公募委員の現員及び女性委員数 |
| ③ 地方自治法による根拠 | ⑨ 委員の任期 |
| ④ 会長及び副会長の性別及び人数 ^{*2} | ⑩ 再任の取扱い |
| ⑤ 定員 | ⑪ 委員選任時における男女比への配慮度 |
| ⑥ 現員 | |

(2) 「女性のいない審議会等の参加促進計画」(様式2)^{*3}

- | | |
|----------------|-------------|
| ① 審議会等の名称及び所管課 | ③ 女性のいない理由 |
| ② 委員の任期 | ④ 女性の参加促進計画 |

<調査設計>

- | | |
|-----------|---|
| (1) 調査対象 | 28局(室)区 |
| (2) 調査期間 | 2007(平成19)年6月7日(木)～7月18日(水) |
| (3) 調査基準日 | 女性比率については、2007(平成19)年6月1日現在
女性会長及び副会長比率については2006(平成18)年及び2007(平成19)年6月1日現在 |

<調査区分>

本調査では地方自治法(以下「地自法」という。)の根拠等に基づき審議会等の区分を次のAか

^{*1} 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2008(平成20)年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする(第3条)。

^{*2} 審議会等の会長及び副会長の女性比率を把握するため、本年度から調査項目として設定した。

^{*3} 女性委員のいない審議会等を対象としている。

らDに分類している。

<p>区分A（地自法第 202 条の 3）</p>	<p>法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等のうち、毎年 3 月現在で内閣府男女共同参画局が把握しているもの 【2007(平成 19)年 3 月現在で内閣府男女共同参画局が把握した審議会等】</p> <p>(1) 市町村防災会議 (12) 建築審査会 (2) 民生委員推薦会 (13) 開発審査会 (3) 国民健康保険運営協議会 (14) 介護認定審査会 (4) 地方社会福祉審議会 (15) 精神医療審査会 (5) 土地利用審査会 (16) 市町村国民保護協議会 (6) 地方障害者施策推進協議会 (17) 地方独立行政法人評価委員会 (7) 公害健康被害認定審査会 (18) 感染症審査協議会 (8) 結核審査協議会 (19) 市町村都市計画審議会 (9) 損害評価会 (20) 市街地再開発審査会 (10) 地方港湾審議会 (21) 障害程度区分認定審査会 (11) 土地区画整理審議会</p>
<p>区分B（地自法第 138 条の 4 第 3 項）</p>	<p>市が法律又は条例の定めるところにより、その事務の執行に必要なものとして設置する自治紛争処理、審査、審議、諮問、調査をするための附属機関</p>
<p>区分C（地自法第 174 条）</p>	<p>常設又は臨時の専門委員</p>
<p>区分D</p>	<p>その他要綱等に基づくもの</p>

なお、「調査の実地に伴う留意事項」（参考資料 p. 4 参照）により次に掲げる要件を満たす審議会等は除外対象としている。

- ・ 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの
- ・ 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの
- ・ 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整のために設置されるもの
- ・ 各種事業委託の委託団体として設置されるもの及びその委託団体により設置されるもの
- ・ 上部委員会と委員が同一で補助的なもの
- ・ 協議内容が一体のもの
- ・ 啓発事業や行事の実施団体として設置されるもの
- ・ 事前協議の結果対象除外とみなされたもの*4
- ・ 調査基準日（毎年 6 月 1 日現在）において審議会等が(1)未設置のもの、(2)休止中のもの、(3)審議会等は実在するが実際に委員が選任されていない状況にあるもの

<数字の見方>

- (1) 「N」は、図 1 では審議会等の総数を意味し、図 2 では女性委員のいない審議会等の総数を意味している。
- (2) 比率については、審議会等の委員総数を 100.0%として算出し、小数点第 2 位を四捨五入している。そのため、構成比の合計が 100.0%にならない場合がある。

*4 審議会等を所管する局長等と市民局長との間で行う審議会等の委員への女性の参画促進にむけた協議をいう。

II 調査結果（まとめ）

2007（平成19）年6月1日現在の川崎市の審議会等委員における女性の参加状況について調査を行った結果は、次のとおりである。

2-1. 女性の参加比率について

◆ 女性の参加比率は27.9%。昨年度比0.9ポイント増。

- 川崎市の審議会等の委員総数3,079人のうち、女性は858人、男性は2,221人で、女性の参加比率は27.9%である。
- 前年度と比較すると、0.9ポイントの増加である。

表1 川崎市の審議会等の委員総数及び参加比率（男女別）

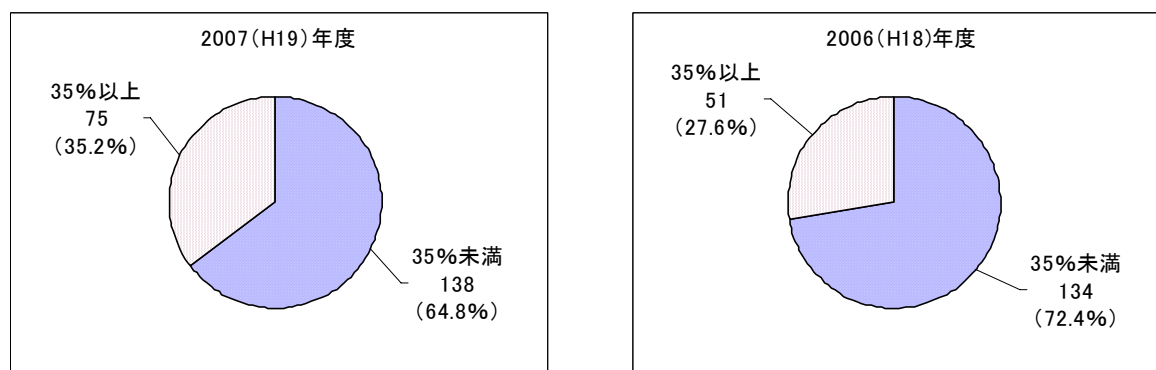
	2007（平成19）年度		2006（平成18）年度		2005（平成17）年度	
女性	858人	27.9%	769人	27.0%	804人	27.8%
男性	2,221人	72.1%	2,079人	73.0%	2,088人	72.2%
総数	3,079人	100.0%	2,848人	100.0%	2,892人	100.0%

（調査時点はともに6月1日現在）

◆ 女性の参加比率35%以上のものは75。35%未満のものは138。

- 審議会等の総数213のうち、女性の参加比率が35%以上のものは75（35.2%）、35%未満のものは138（64.8%）である。
- 前年度と比較すると、女性の参加比率が35%以上のものは7.6ポイントの増加である。

図1 女性委員の参加比率の目標値35%の達成状況（経年）



◆ 局区別の女性の参加比率は、水道局が最も高く、港湾局が最も低い。

- 局区別の女性の参加比率は、水道局が最も高く（38.5%）、港湾局が最も低い（3.8%）。

表2 女性の参加比率（参加比率順）

局名	参加比率	局名	参加比率
水道局	38.5%	多摩区役所	30.8%
中原区役所	37.4%	高津区役所	30.2%
麻生区役所	36.9%	交通局	28.6%
建設局	36.8%	健康福祉局	28.0%
川崎区役所	36.0%	まちづくり局	27.1%
財政局	33.3%	病院局	20.0%
宮前区役所	33.0%	環境局	19.7%
幸区役所	32.6%	経済局	16.0%
総合企画局	31.6%	総務局	9.4%
市民局	31.6%	消防局	9.4%
教育委員会	31.3%	港湾局	3.8%

- なお、2006（平成18）年6月1日現在と比べ、女性の参加比率が1ポイント以上増加した局区は15である。

表3 女性の参加比率が1ポイント以上増加した局区

局名	参加比率	局名	参加比率
水道局	+38.5	総合企画局	+3.0
病院局	+20.0	高津区役所	+2.8
交通局	+21.5	まちづくり局	+2.6
建設局	+14.4	環境局	+2.4
麻生区役所	+7.6	経済局	+1.5
消防局	+6.6	川崎区役所	+1.3
中原区役所	+4.1	健康福祉局	+1.1
市民局	+3.5		

◆ 区役所別では、すべての区において女性の参加比率が初めて30%を超えた。

- 区役所別では、中原区役所が最も高く（37.4%）、麻生区役所（36.9%）、川崎区役所（36.0%）、宮前区役所（33.0%）、幸区役所（32.6%）、多摩区役所（30.8%）、高津区役所（30.2%）と続いた。すべての区において女性の参加比率が初めて30%を超えたことになる。
- 区役所において女性の参加が進んでいる理由としては、委員の選出母体に市民活動団体や

ボランティア・グループ等が割り当てられていることが考えられる。このような団体等の運営は、主に女性が担う傾向があった。そのことが区役所における女性の参加比率を高めるひとつの要因と考えられる。

◆ 委員が男女ほぼ同数*5で構成されている審議会等は、32（15.0%）。

- 審議会等の総数 213 のうち、審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等は次の 32（15.0%）である。
- 前年度と比較すると、2.0 ポイントの増加である。

表 4 審議会等の委員が男女ほぼ同数で構成されている審議会等

総務局（1）	幸区役所（1）
● 川崎市公務災害補償等審査会	● 幸区地域福祉計画推進検討会議
財政局（3）	高津区役所（1）
● 川崎市政府調達苦情検討委員会	● 高津区協働推進事業協働事業提案・外部評価 団体選考委員会
● 川崎市入札監視委員会	宮前区役所（1）
● 川崎市不動産評価専門委員	● 宮前区協働のまちづくりシステム審査委員 会
市民局（6）	多摩区役所（2）
● 川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	● 多摩区民生委員推薦区会
● 川崎市多文化共生施策検討委員会	● 多摩区健康づくり推進会議
● かわさき人権啓発推進協議会	麻生区役所（3）
● 川崎市男女平等推進審議会	● 多文化共生のまちづくり事業企画提案選考 委員会
● 川崎市男女共同参画センター運営委員会	● あさお福祉計画推進会議
● 川崎市文化芸術振興会議	● 麻生区地域包括支援センター運営協議会
健康福祉局（4）	教育委員会（6）
● 川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	● 川崎市市民ミュージアム協議会
● 川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	● 川崎市立図書館協議会
● 川崎市保育園在園児等健康管理委員会	● 教育文化会館及び市民館大ホールの優先申 請審査会
● 川崎市医療安全相談センター運営協議会	● 川崎市教育文化会館運営審議会
まちづくり局（2）	● 川崎市中原市民館運営審議会
● 川崎市建築審査会	● 川崎市麻生市民館運営審議会
● 川崎市開発審査会	
建設局（1）	
● 川崎市専門委員（下水道事業問題研究担当）	
川崎区役所（1）	
● 川崎区民生委員推薦区会	

*5 参加促進要綱第3条では、審議会等の委員を「男女ほぼ同数で構成すること」を最終目標としている。したがって、前年度に引き続き、委員総数（現員）が偶数の場合は男女の委員数が半数であること、奇数の場合は男女の委員数の差が1人である審議会等を「ほぼ同数」とした。

2-2. 女性委員のいない審議会等について

◆ 女性委員のいない審議会等の数は15(7.0%)。

- 女性委員のいない審議会等の数は、審議会等の総数213のうち15であり、全体の7.0%である。
- 前年度と比較すると、審議会等の数は3減少、比率としては2.7ポイントの減少である。

表5 女性委員のいない審議会等（局（室）別）

[] 内は審議会等の区分（p.2<調査区分>参照）

総務局（3）	まちづくり局（1）
● 川崎市原子力施設安全対策協議会 [D]	● 川崎市計画事業登戸土地区画整理審議会 [D]
● 川崎市防災対策検討委員会 [D]	● 幸区役所（1）
● 川崎市専門委員（法規担当） [C]	● 幸区民生委員推薦区会 [D]
環境局（2）	● 幸区民生委員推薦区会 [D]
● 川崎市廃棄物処理施設専門家会議 [D]	● 幸区民生委員推薦区会 [D]
● 汚染土壌浄化施設認定等検討会議 [D]	● 幸区民生委員推薦区会 [D]
健康福祉局（7）	● 幸区民生委員推薦区会 [D]
● 川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会 [B]	● 社会復帰訓練所入所者受理会議 [D]
● 川崎市精神保健福祉センター判定会 [D]	● 川崎市老人保健連絡協議会 [D]
● 富士見公園環境改善連絡協議会 [D]	● 川崎市救急医療情報システム運営委員会 [D]
● 社会復帰訓練所運営連絡会 [D]	● 川崎市救急医療情報システム運営委員会 [D]

◆ 女性委員のいない審議会等の比率が最も高いのは、消防局。

- 局区別の女性委員のいない審議会等の比率が最も高いのは、消防局で33.3%である。
- 消防局に続くのは、総務局（30.0%）、環境局（25.0%）である。

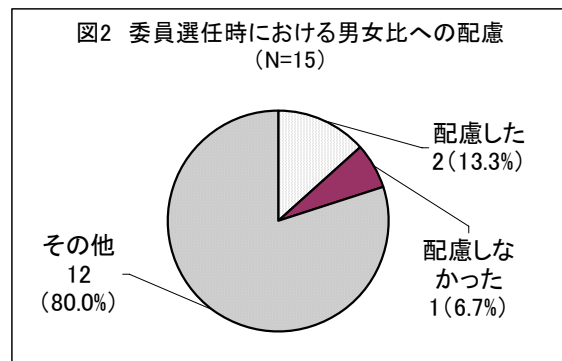
◆ 女性のいない理由として「あて職」や専門家・役職者に女性が少ないことが挙げられる。

- 女性委員のいない15の審議会等を調査区分ごとにみると、法律又は政令に基づき設置しているもの（区分A）が1（6.7%）、法律、条例に基づき設置しているもの（区分B）が1（6.7%）、その他要綱等に基づき設置しているもの（区分D）が13（86.7%）である。
- 女性の参加が進まない理由としては、要綱等において職務が規定されていること（いわゆる「あて職」の問題）が挙げられる。
- また、必要とする学識経験者の専門分野、参加を依頼する関係団体の役職者、市の管理職に女性が少ないことも挙げられる（p.30「6 女性のいない審議会等 集計」参照）。

表6 女性のいない審議会等
（根拠法別、N=15）

区分A	1（6.7%）
区分B	1（6.7%）
区分C	0（0.0%）
区分D	13（86.7%）

- 女性のいない審議会等のうち、委員選任時に男女比に「配慮した」審議会は 2 (13.3%)、「配慮しなかった」審議会等は 1 (6.7%)、「その他」と回答した審議会等は 12 (80.0%) である*6。80.0%の審議会等が「その他」と回答する理由は、先に述べた事由による。



III 課題及び今後の改善策

今年度の調査結果を踏まえ、今後も各局（室）区と協議し、次のようなさまざまな方策を講じていく予定である。

1 職務指定の緩和

(1) 条例、要綱等による職務指定がある審議会等について

女性の参加比率が低い審議会等のうち、職務指定の規定が女性の参加を困難にしているケースがある。そのような審議会等に係る法規を所掌する局（室）区に対しては、男女共同参画推進の重要性から各審議会等の性格や状況を踏まえ、「……機関の代表者」や「……の長」等の規定の緩和・撤廃、委員定数に占める職務指定者割合の縮小、公募委員等の職務指定者以外の参加枠の設置等、可能な限り委員構成規定を見直しを図るよう働きかけていく。

国では 2003（平成 15）年からさまざまな場面での女性の活躍を促すための「女性のチャレンジ支援策」を進めている。女性のチャレンジ、エンパワーメントを支える仕組みのひとつとしても、審議会等委員への女性の参加が有効に機能することが望ましい。今後も事前協議*7を通じ他局（室）区に対し積極的に趣旨の理解徹底を求めていく。

(2) 条例、要綱による職務指定はないがいわゆる「職務指定慣例」のある審議会等について

条例、要綱等による職務の指定はないが、市が自主的に学識経験者でいう教授レベル、関係団体の長、行政職員の管理職級を委員に選任しているようないわゆる「職務指定慣例」が女性の参加を阻んでいるような審議会等を所管する局（室）区に対しては、事前協議を通じ、見直しを図るよう働きかけていく。

*6 2004（平成 16）年度から委員選任時における男女比への配慮状況を「配慮した」「配慮しなかった」「その他」の 3 択で調査している。国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり専門分野や管理職級に女性がいない等、担当課の取組みだけでは参加を促進できない場合は「その他」を選択していただくこととしている。

*7 事前協議の説明については本文 p.9 参照。

(3) 国の法律または政令等により職務指定されている審議会等について

条例や要綱によらず、国の法律や政令等により職務が指定されている審議会等のうち、女性の参加が依然進まないケースが見られる。このような審議会等については、関係局（室）区に参加促進に係る理解を求めても取組に限界がある。市として取組むことができる部分については引続き取組を進め、それ以外の部分については、市の現状、課題及び解決策をあらゆる機会を捉え、国に報告、要望していく。

2 人材の発掘、育成

専門分野において女性の人材がいないこと、市の管理職級や委員の推薦を依頼する関係団体の長等に女性の人材がいないことが、各局（室）区から女性の参加促進を阻む課題として挙げられている。実態としては、川崎市の地域課題に詳しい人材であること、役職者であること、女性であること等、要件が複合している場合、女性の人材を提供できないケースや、区ごとに設置される審議会等において、同じ性質の団体から委員の参加を依頼する場合に、一方の区で所管する審議会等で女性の人材を確保することにより、他方の区の審議会等で女性の人材が不足してしまうケースが散見される。

このような状況を克服し、各局（室）区の要求に迅速に対応するために、本市としては人材の発掘及び育成を平行して進めながら、これらの人材を蓄積し、随時効果的に提供できる仕組みを総合的に構築していかなければならない。また、附属機関のあり方、また市の女性管理職比率向上にむけた取組等も審議会等委員への女性の参加を促進する取組のひとつとして捉え、関係機関と連携し、進めることが必要である。

(1) 人材の発掘

本市における審議会等の人材の発掘について、人権・男女共同参画室が把握する限りでは、各局（室）区の審議会等を所管する課の主体的な女性の人材発掘に委ねられている。また、依頼のある場合には「川崎市女性人材リスト」（以下「人材リスト」という。）や神奈川県立かながわ女性センターの女性人材情報の活用を奨励している状況にある。人材リストについては1995（平成7）年に改訂し1,040名を分野ごとに分類した「川崎市女性人材リスト」を作成したが、以後改訂されていないことから、今後早急に更新、充実しなければならない。

なお、委員の重複を避けるためにもより多くの人材を発掘しなければならない。また、専門分野を限定せず行政サービスの受益者という観点からも幅広く女性の人材を発掘することが重要と考え、「公募制」の活用を通じて組織や役職、経験にとらわれない幅広い参加機会が確保されるよう、鋭意働きかけていく。

(2) 人材の育成

男女共同参画社会の実現には女性が政策決定過程や様々な方針等の決定の場への参画が欠かせない。そのためには市民意見を的確に市政に反映できるような人材を、さまざま

な分野で育成することが求められる。このような趣旨に基づいた取組として川崎市男女共同参画センターでは2000（平成12）年度から市民の政策形成能力育成を目的とした講座が進められており、市政への参加手法に必要な情報等が提供されている。このような人材育成を目的とした講座等や、直接人材育成を目的としていないがその場を通じて間接的に育成に寄与している講座等もあると考える。あらゆる機会を人材育成の場と捉え、人材を育成し、育つ人々が人材リストに登録できるような仕組みづくりを考えていかなければならない。

(3) 効率的な人材の蓄積、提供

発掘した人材情報を蓄積し、必要とする各局（室）区に効率的に提供していくために作成された人材リストについては、女性の参加を他の局（室）区に求めているにもかかわらずリアルタイムの情報を提供できないジレンマがある。情報の定期的な更新は今後の課題である。

また、現在は個人情報徹底して保護するため市民局人権・男女共同参画室において厳重に管理しているが、利用を希望する各局（室）区は市民局人権・男女共同参画室に出向かなければ見ることができず、利用者の立場からは必ずしも利用しやすいシステムとはいえない。

今後、個人情報の保護に十二分に配慮した差し支えない範囲での人材情報を、イントラネットを通じて各局（室）区から自由に検索できるような環境の整備を早急に進めていかなければならない。

3 女性の参加促進に係る周知徹底

(1) 職員意識のさらなる徹底

本市は審議会等委員を選任するにあたり、改選時期にあたる審議会等を所管する各局（室）区の長及び市民局長との間で女性の参加促進に向けて事前に協議を行っている（事前協議の実施）。

2005（平成15）年度から事前協議書を委嘱伺いの際の添付資料としたことにより、その提出数は年々増加傾向にある。また、提出を通じて女性委員を選任する必要性に係る意識も定着しつつあり、あらかじめ女性委員の増員に努め、その結果を事前協議書に反映し提出する局（室）区も増えている。1名増員に努めた審議会等も少なくない。そのような意識向上の背景のひとつとしては、参加促進要綱第3条に掲げる数値目標を達成するためにも運用の段階ですべての審議会に一律に要求せず、次期改選時には1名の増員を希望する等、各審議会等の性質に配慮した目標を状況に応じて設定したことが挙げられる。

各局（室）区、とりわけ担当課職員のモチベーションの向上は、重要であると考えられる。これからも事前協議を通じ、個々の審議会等の性格等に配慮したさらにきめ細かな目標設定に努め、担当者の達成意欲を醸成していく。

(2) 参加を依頼する団体等への協力、要請

審議会等の委員は主に事業所及び団体等あての推薦依頼を通じて選任される。その場合、要綱等に規定される「……機関の代表者」という表現に基づいたり円滑な意思決定を想定して役職者やそれに準ずる者が委員として選ばれる傾向がある。この点をふまえ、推薦を依頼する団体等あて審議会等委員への女性の参加促進についての定期的な周知に努めていく。具体的な内容としては、審議会等委員への女性の参加促進の必要性、関連事項として女性の役職比率の向上や人材育成に係る取組の要請が挙げられる。また、団体等で活躍する女性たちの、人材リストへの登録を促進するよう働きかけていく。さらには2005（平成17）年に設立した「かわさき男女共同参画ネットワーク」*8を活用した協力要請、川崎市ホームページの事業者を対象としたページを通じた趣旨の周知にも努めていく。

*8 市、市民、事業者が男女共同参画社会を実現するために必要な意見や情報を交換する場である。

集 計

1 審議会等委員への女性の参加状況（年度別）

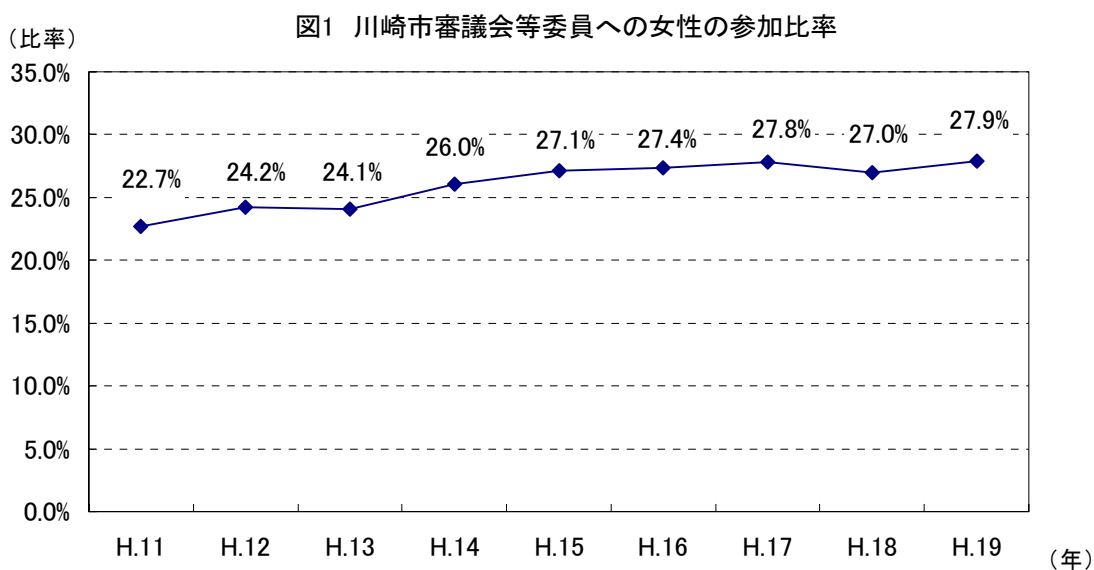
毎年6月1日現在

	審議会等の数	女性委員のいない 審議会等の数	委員総数(人)	女性委員数(人)	女性委員の参加比率(%)
1985(昭和60)年			2,934	333	11.3%
1986(昭和61)年			2,908	355	12.2%
1987(昭和62)年			2,915	402	13.8%
1988(昭和63)年	106	50	2,944	396	13.5%
1989(平成元年)	116	54	3,221	425	13.2%
1990(平成2)年	129	53	3,389	486	14.3%
1991(平成3)年	122	40	3,223	527	16.4%
1992(平成4)年	123	42	3,420	560	16.4%
1993(平成5)年	201	53	3,373	607	18.0%
1994(平成6)年	200	46	3,288	587	17.9%
1995(平成7)年	219	42	3,730	746	20.0%
1996(平成8)年	243	36	3,990	828	20.8%
1997(平成9)年	233	36	3,704	841	22.7%
1998(平成10)年	244	27	3,747	904	24.1%
1999(平成11)年	217	27	3,104	705	22.7%
2000(平成12)年	213	25	3,334	808	24.2%
2001(平成13)年	213	22	3,304	796	24.1%
2002(平成14)年	214	18	3,254	847	26.0%
2003(平成15)年	215	22	3,339	905	27.1%
2004(平成16)年	207	21	3,184	872	27.4%
2005(平成17)年	188	16	2,892	804	27.8%
2006(平成18)年	185	18	2,848	769	27.0%
2007(平成19)年	213	15	3,079	858	27.9%

*「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」は平成2年6月1日施行。

*平成11年度から調査対象を参加促進要綱に基づくものに限定した。したがって前年度までと対象が異なり、審議会等の数及び委員数の数値に連続性はない。

*平成16年度から審議会等委員における女性比率の目標値が35%に変更となっている。



2 審議会等委員への女性の参加状況（局区別）

No.	局名等	審議会等の数と 昨年比(ア)	委員数が男女ほぼ同数の 審議会等の数と全審 議会数に占める割合 (イ)	女性委員が35%に満たない 審議会等の数と全審議 議会数に占める割合(ウ)	(ア)のうち女 性委員のい ない審議会 等の数(エ)	審議会等 委員の総 数(オ)	女性委 員数 (カ)	女性委員の参加比率と昨 年比(キ)
1	総務局	10 (+3)	1 (10.0%)	10 (100.0%)	3	212	20	9.4% (+0.4)
2	総合企画局	3 (±0)	0 (0.0%)	2 (66.7%)	0	19	6	31.6% (+3.0)
3	財政局	3 (±0)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	0	9	3	33.3% (±0.0)
4	市民局	22 (+4)	6 (27.3%)	11 (50.0%)	0	297	94	31.6% (+3.5)
5	経済局	6 (+1)	0 (0.0%)	6 (100.0%)	0	81	13	16.0% (+1.5)
6	環境局	8 (-1)	0 (0.0%)	8 (100.0%)	2	117	23	19.7% (+2.4)
7	健康福祉局	44 (+2)	4 (9.1%)	33 (75.0%)	7	865	242	28.0% (+1.1)
8	まちづくり局	9 (+1)	2 (22.2%)	5 (55.6%)	1	118	32	27.1% (+2.6)
9	建設局	2 (-1)	1 (50.0%)	1 (50.0%)	0	19	7	36.8% (+14.4)
10	港湾局	1 (±0)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	26	1	3.8% (-3.6)
11	川崎区役所	8 (+2)	1 (12.5%)	4 (50.0%)	0	100	36	36.0% (+1.3)
12	幸区役所	8 (±0)	1 (12.5%)	6 (75.0%)	1	92	30	32.6% (-10.1)
13	中原区役所	8 (+2)	0 (0.0%)	4 (50.0%)	0	99	37	37.4% (+4.1)
14	高津区役所	9 (+2)	1 (11.1%)	5 (55.6%)	0	106	32	30.2% (+2.8)
15	宮前区役所	9 (+5)	1 (11.1%)	5 (55.6%)	0	103	34	33.0% (+0.3)
16	多摩区役所	9 (+3)	2 (22.2%)	6 (66.7%)	0	107	33	30.8% (+0.6)
17	麻生区役所	9 (+3)	3 (33.3%)	4 (44.4%)	0	103	38	36.9% (+7.6)
18	水道局	1 (+1)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0	13	5	38.5% (+38.5)
19	病院局	1 (+1)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	15	3	20.0% (+20.0)
20	交通局	1 (-1)	0 (0.0%)	1 (100.0%)	0	7	2	28.6% (+21.5)
21	消防局	3 (+1)	0 (0.0%)	3 (100.0%)	1	53	5	9.4% (+6.6)
22	教育委員会	39 (-1)	6 (15.4%)	25 (64.1%)	0	518	162	31.3% (-0.2)
計		213 (+28)	32 (15.0%)	144 (67.6%)	15	3,079	858	27.9% (+0.9)

* 全28局区室に対し調査を行った結果、対象とする審議会等を所管する局区は22であった。

* 参加比率が最も高かったのは、水道局(38.5%)であった。

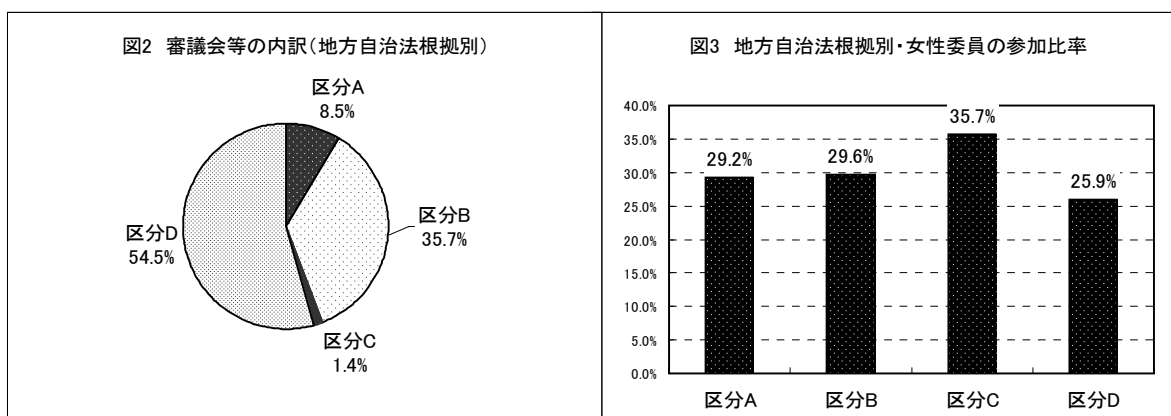
* 35%を超えている局区は建設局、川崎区役所、中原区役所、麻生区役所、水道局であった(前年度比4増)。

3 審議会等委員への女性の参加状況（地方自治法根拠別）

※地方自治法に基づく区分の詳細については、報告書p.2参照。

表1 参加促進要綱による集計

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	18	612	179	433	29.2%
区分B(地自法第138条の4第3項)	76	1,040	308	732	29.6%
区分C(地自法第174条)	3	14	5	9	35.7%
(法律・条令 小計)	97	1,666	492	1,174	29.5%
区分D(その他要綱等)	116	1,413	366	1,047	25.9%
合計	213	3,079	858	2,221	27.9%



* 要綱等をもとに設置している審議会等が54.5%と最も多い。

表2 参加促進要綱適用除外の附属機関等の状況

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	1	7	3	4	42.9%
区分B(地自法第138条の4第3項)	5	51	14	37	27.5%
区分C(地自法第174条)	1	1	1	0	100.0%
合計	7	59	18	41	30.5%

表3 附属機関等の状況

根拠別	審議会等の総数	委員総数(人)	女性委員数(人)	男性委員数(人)	女性委員の参加比率
区分A(地自法第202条の3)	19	619	182	437	29.4%
区分B(地自法第138条の4第3項)	81	1,091	322	769	29.5%
区分C(地自法第174条)	4	15	6	9	40.0%
合計	104	1,725	510	1,215	29.6%

4 審議会等委員への女性の参加状況（審議会等別） 平成19年6月1日現在

(区分) 区分A: 地方自治法第202条の3
 区分B: 地方自治法第138条の4第3項
 区分C: 地方自治法第174条
 区分D: その他要綱等

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性					
1	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会	交流推進課	-	41	7	17.1%	0	0	2 19 11	あり		D	姉妹・友好都市等交流推進川崎市民委員会設置要綱
2	川崎市資産公開等審査会	行政情報課	7以内	5	3	60.0%	1	0	2 19 10	あり	除外	(B)	川崎市資産公開等審査会条例
3	川崎市個人情報保護委員	行政情報課	3以内	1	1	100.0%	0	0	2 19 12	あり	除外	(C)	川崎市個人情報保護条例
4	川崎市情報公開・個人情報保護審査会	行政情報課	8以内	8	4	50.0%	0	0	2 19 12	あり	除外	(B)	川崎市情報公開条例
5	川崎市情報公開運営審査会	行政情報課	15以内	15	4	26.7%	3	0	2 19 12	あり		B	川崎市情報公開条例
6	川崎市職員衛生管理審査委員会	職員厚生課	若干名	9	1	11.1%	0	0	規定なし	なし	行政	(B)	川崎市職員安全衛生管理規則
7	川崎市公務災害補償等認定委員会	職員厚生課	5	4	1	25.0%	0	0	3 22 1	あり		B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
8	川崎市公務災害補償等審査会	職員厚生課	3	3	1	33.3%	0	0	3 20 7	あり		B	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
9	川崎市防災会議	危機管理室	70以内	66	2	3.0%	0	0	2 20 3	あり		A	災害対策基本法、川崎市防災会議運営要綱
10	川崎市国民保護協議会	危機管理室	55以内	53	2	3.8%	0	0	2 20 3	あり		A	国民保護法、川崎市国民保護協議会条例
11	川崎市原子力施設安全対策協議会	危機管理室	10	10	0	0.0%	0	0	なし	なし		D	原子力災害特別措置法、川崎市原子力施設安全対策協議会要綱
12	川崎市防災対策検討委員会	危機管理室	なし	6	0	0.0%	0	0	検討終了迄	あり		D	川崎市防災対策検討委員会設置要綱
13	川崎市専門委員（法規担当）	法制課	2	2	0	0.0%	0	0	2 21 3	あり		C	地方自治法、川崎市専門委員設置規則
14	川崎市行財政改革委員会	行財政改革室	15以内	12	3	25.0%	2	0	2 19 8	あり		D	川崎市行財政改革委員会設置要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				235	29	12.3%	6	0					
総務局合計(審議会等の数:10)				212	20	9.4%	5	0					
総合企画局													
1	川崎市事業評価検討委員会	政策部政策評価担当	5以内	5	1	20.0%	0	0	2 21 3	あり		D	川崎市事業評価検討委員会設置要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
2	川崎市政策評価委員会	企画調整課 政策評価担当	8以内	8	3	37.5%	3	2	2	19	9	あり		D	川崎市政策評価委員会設置要綱
3	川崎市自治推進委員会	自治政策部	6以内	6	2	33.3%	3	2	2	20	3	あり		D	川崎市自治推進委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			19	6	31.6%	6	4							
総合企画局合計(審議会等の数:3)															
財政局															
1	川崎市政府調達苦情検討委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	3	20	4	あり			D	川崎市政府調達苦情検討委員会設置要綱
2	川崎市入札監視委員会	契約課	3	3	1	33.3%	0	3	20	3	あり			D	川崎市入札監視委員会設置要綱
3	川崎市土地利用審査会	土地審査課	7	7	3	42.9%	0	3	19	10	あり	議会 除外		(A)	国土利用計画法、土地利用審査条例
4	川崎市不動産評価専門委員	土地審査課	3	3	1	33.3%	-	2	19	7	あり			C	川崎市不動産評価委員会規程
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			16	6	37.5%	0	0							
財政局合計(審議会等の数:3)															
市民局															
1	川崎市交通安全対策会議	地域生活課	20以内	20	1	5.0%	0	2	19	6	あり	行政 除外		(B)	交通安全対策基本法、交通安全対策会議条例
2	川崎市市民活動推進委員会	地域生活課	8以内	8	3	37.5%	2	2	19	12	あり			D	川崎市市民活動推進委員会設置要綱
3	川崎市消費者行政推進委員会	消費者行政センター	9以内	9	5	55.6%	1	2	21	3	あり	議会 除外		(B)	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例
4	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会	消費者行政センター	10以内	9	4	44.4%	0	2	21	3	あり			D	川崎市消費者行政推進委員会苦情処理部会設置要綱
5	川崎市食の安全確保対策協議会	消費者行政センター	10以内	10	4	40.0%	1	2	20	10	あり			D	川崎市食の安全確保対策協議会設置要綱
6	川崎市青少年問題協議会	青少年育成課	35以内	27	6	22.2%	0	2	20	8	あり			B	地方青少年問題協議会法、川崎市青少年問題協議会条例・施行規則
7	川崎市勤労者福祉共済運営協議会	勤労市民室	30以内	17	3	17.6%	0	2	20	8	あり			B	川崎市勤労者福祉共済条例
8	川崎市労働問題協議会	勤労市民室	20以内	20	4	20.0%	0	2	21	3	あり			D	川崎市労働問題協議会要綱
9	かわさきマイスター選考委員会	勤労市民室	10以内	9	3	33.3%	0	3	21	3	あり			D	川崎市マイスター事業要綱、かわさきマイスター選考委員会運営要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
10	川崎市技能功労者等選考委員会	勤労市民室	規定なし	47	1	2.1%	0	0	2	18	8	あり		D	川崎市技能功労者等選考委員会要綱及び要綱
11	川崎市生活文化会館運営委員会	勤労市民室	11以内	11	3	27.3%	0	0	2	20	10	あり		B	川崎市生活文化会館条例・同施行規則及び運営要綱
12	川崎市立労働会館運営委員会	勤労市民室	10以内	10	3	30.0%	0	0	2	20	9	あり		B	川崎市立労働会館条例同運営委員会要綱
13	川崎市外国人市民代表者会議	人権・男女共同参画室	26以内	25	16	64.0%	25	16	2	20	3	あり		B	川崎市外国人市民代表者会議条例
14	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会	人権・男女共同参画室	5以内	4	3	75.0%	0	0	2以内	20	8	あり		B	川崎市外国人市民代表者会議代表者選考委員会選任要領
15	川崎市多文化共生施策検討委員会	人権・男女共同参画室	5以内	5	2	40.0%	0	0	3	20	3	あり		D	川崎市多文化共生施策検討委員会設置要綱
16	かわさき人権啓発推進協議会	人権・男女共同参画室	20以内	14	7	50.0%	3	3	2	21	3	あり		D	かわさき人権啓発推進協議会設置要綱
17	川崎市男女平等推進審議会	人権・男女共同参画室	13以内	13	6	46.2%	3	2	2	20	6	あり		B	男女平等かわさき条例
18	川崎市男女共同参画センター運営委員会	人権・男女共同参画室	10以内	9	5	55.6%	2	2	2	20	6	あり		B	川崎市男女共同参画センター条例
19	川崎市子どもの権利委員会	人権・男女共同参画室	10以内	9	3	33.3%	1	1	3	19	9	あり		B	川崎市子どもの権利に関する条例
20	川崎市平和館運営委員会	平和館	16以内	15	4	26.7%	0	0	2	20	9	あり		B	川崎市平和館条例
21	平和推進補助事業選定委員会	平和館	5以内	5	1	20.0%	0	0	2	20	3	あり		D	平和推進補助事業選定委員会設置要綱
22	川崎市広報モニター委員会	シティセールス・広報室	15以内	15	7	46.7%	7	4	2	21	3	あり		D	川崎市広報モニター委員会設置要綱
23	川崎市イメージアップ事業認定審査会	シティセールス・広報室	5以内	5	1	20.0%	0	0	2	20	3	あり		D	川崎市イメージアップ事業認定審査会
24	川崎市文化芸術振興会議	市民文化室	10以内	10	5	50.0%	2	1	3	20	9	あり		B	川崎市文化芸術振興条例
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				326	100	30.7%	47	30							
市民局合計(審議会等の数:22)				297	94	31.6%	46	29							
経済局															
1	川崎市大規模小売店舗立地審議会	商業観光課	7以内	5	1	20.0%	0	0	2	20	5	あり		B	大規模小売店舗立地法川崎市大規模小売店舗立地審議会条例
2	川崎市中央卸売市場開設運営協議会	北部市場管理課	20以内	10	2	20.0%	0	0	2	21	3	あり		B	卸売市場法川崎市中央卸売市場業務条例同施行規則
3	川崎市中央卸売市場北部市場取引委員会	北部市場業務課	18以内	18	1	5.6%	0	0	2	20	5	あり		B	卸売市場法川崎市中央卸売市場業務条例同施行規則

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性	任期(年)	年				
4	川崎市地方卸売市場南都市場運営審議会	南都市場管理課	13以内	13	2	15.4%	0	0	2	21	3	あり	B	川崎市地方卸売市場業務条例
5	川崎市産業振興協議会	企画課	20以内	20	3	15.0%	0	0	2	20	8	あり	D	川崎市産業振興協議会設置要綱
6	かわさき「農」の新生プラン推進会議	農業振興課	15	15	4	26.7%	3	1	3	20	3	あり	D	かわさき「農」の新生プラン推進会議設置要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				81	13	16.0%	3	1						
経済局合計(審議会等の数:6)				81	13	16.0%	3	1						
環境局														
1	川崎市環境審議会	環境調整課	30以内	30	9	30.0%	6	2	2	20	2	あり	B	川崎市環境基本条例
-	環境パートナーシップかわさき	環境調整課	30以内	委員検討中					2			あり	D	環境パートナーシップかわさき設置要綱
2	川崎市環境影響評価審議会	環境評価室	20	20	2	10.0%	2	1	2	20	11	あり	B	川崎市環境影響評価に関する条例
3	川崎市自動車公害対策推進協議会	交通環境対策課	20	19	2	10.5%	0	0	2	20	3	あり	D	川崎市自動車公害対策推進協議会設置要綱
4	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	廃棄物指導課	6	6	0	0.0%	0	0	2	20	3	あり	D	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、川崎市廃棄物処理施設の設置等の許可に関する要綱
5	汚染土壌浄化施設認定等検討会議	環境対策課	なし	3	0	0.0%	0	0	2	21	3	あり	D	汚染土壌浄化施設認定等検討会議設置要綱
6	川崎市多摩川プラン推進会議	多摩川施策推進課	10以内	10	1	10.0%	5	1	2	21	7	あり	D	川崎市多摩川プラン推進会議設置要綱
7	川崎市新エネルギー推進協議会	地球温暖化対策担当	9	9	3	33.3%	0	0	2	20	9	あり	D	川崎市新エネルギー推進協議会設置要綱
8	川崎市ごみ減量推進市民会議	廃棄物政策担当	20以内	20	6	30.0%	11	3	2	20	3	あり	D	川崎市ごみ減量推進市民会議設置要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				117	23	19.7%	24	7						
環境局合計(審議会等の数:8)				117	23	19.7%	24	7						
健康福祉局														
1	川崎市介護認定審査会	介護保険課	300以内	235	115	48.9%	0	0	2	21	3	あり	A	介護保険法、川崎市介護保険条例、川崎市介護認定審査会規則、川崎市介護認定審査会運営要綱
2	川崎市介護保険運営協議会	介護保険課	20以内	20	6	30.0%	4	2	3	21	6	あり	B	川崎市介護保険条例、川崎市介護保険運営協議会規則
3	市民健康づくり運動推進会議	健康増進課	18以内	18	6	33.3%	2	1	1	21	5	あり	D	市民健康づくり運動推進会議設置要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員			左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	年		月					
4	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会	健康増進課	47	47	3	6.4%	0	0	2	21	3	あり		D	川崎市歯科保健・医療・福祉推進協議会設置要領	
5	川崎市老人保健連絡協議会	健康増進課	22	22	0	0.0%	0	0	2	19	8	あり		D	川崎市老人保健連絡協議会設置要領	
6	川崎市市民葬儀運営協議会	健康増進課	9	9	3	33.3%	0	0	2	20	3	あり		B	川崎市葬祭条例,川崎市市民葬儀実施要綱	
7	川崎市公害健康被害認定審査会	環境保健課	15	15	2	13.3%	0	0	2	20	9	あり		A	公害健康被害の補償等に関する法律第45条,川崎市公害健康被害認定審査会条例	
8	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	環境保健課	6	6	0	0.0%	0	0	2	20	9	あり		B	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会条例	
-	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会	環境保健課		休止中					3			なし		D	川崎市成人呼吸器疾患調査研究委員会条例	
9	川崎市成人ぜん息医療費助成認定審査会	環境保健課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	20	3	あり		B	川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例	
10	川崎市感染症診査協議会	疾病対策課	18以内	15	4	26.7%	0	0	2	21	3	あり		A	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律,川崎市感染症診査協議会条例	
11	川崎市感染症対策協議会	疾病対策課	35以内	24	3	12.5%	0	0	2	19	9	あり		D	川崎市感染症対策協議会設置要綱	
12	川崎市エイズ対策推進協議会	疾病対策課	25以内	22	3	13.6%	0	0	2	21	5	あり		D	川崎市エイズ対策推進協議会設置要綱	
13	川崎市予防接種運営委員会	疾病対策課	25以内	25	5	20.0%	0	0	2	21	5	あり		B	川崎市予防接種運営委員会条例	
14	川崎市結核対策推進会議	疾病対策課	20以内	20	3	15.0%	0	0	なし	-	-	あり		D	川崎市結核対策推進会議設置要綱	
-	川崎市明るい町づくり対策協議会	地域福祉課	規定なし						なし			あり		D	川崎市明るい町づくり対策協議会要綱	
15	川崎市社会福祉審議会	地域福祉課	35以内	29	7	24.1%	0	0	3	20	3	あり		A	社会福祉法,川崎市社会福祉審議会条例	
16	川崎市民生委員推薦会	地域福祉課	14以内	14	5	35.7%	0	0	3	19	9	あり		A	民生委員法,川崎市民生委員施行令,川崎市民生委員推薦会規則	
17	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会	地域福祉課	20以内	16	6	37.5%	4	2	2	21	3	あり		D	川崎市ホームレス自立支援推進市民協議会設置要綱	
18	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成審査委員会	地域福祉課	6	6	2	33.3%	0	0	なし	-	-			D	川崎市ホームレス自立支援市民事業助成要綱	
19	富士見公園環境改善連絡協議会	健康福祉局地域福祉課/ 環境局公園管理課(共管)	規定なし	13	0	0.0%	0	0	なし	-	-	あり		D	富士見公園環境改善連絡協議会設置要綱	
20	川崎市国民健康保険運営協議会	保険年金課	23	23	4	17.4%	7	2	2	21	5	あり		A	国民健康保険法	
21	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会	障害福祉課	なし	4	2	50.0%	0	0	1	19	7	あり		B	川崎市身体障害者更生資金貸付審査会設置要綱	
22	川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会	障害福祉課	若干名	5	2	40.0%	0	0	2	20	1	あり		D	川崎市心身障害者福祉事業基金(ふれあい基金)実施要綱	

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
23	川崎市障害程度区分認定審査会	障害福祉課	43以内	25	9	36.0%	0	0	2	21	3	あり		A	障害者自立支援法、川崎市障害程度区分認定審査会運営要綱
24	川崎市障害者施策推進協議会	障害計画課	20以内	20	9	45.0%	0	0	2	19	11	あり		A	障害者基本法、川崎市障害者施策推進協議会条例
25	社会復帰訓練所運営連絡会	リハビリテーション医療センター管理課	12以内	10	0	0.0%	0	0	2	21	3	あり		D	社会復帰訓練所運営連絡会要領
26	社会復帰訓練所入所者受理会議	リハビリテーション医療センター管理課	6以内	5	0	0.0%	0	0	2	21	3	あり		D	社会復帰訓練所入所者受理会議要領
27	川崎市精神医療審査会	リハビリテーション医療センター精神保健福祉センター	規定なし	10	1	10.0%	0	0	2	20	3	あり		A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条
28	川崎市精神保健福祉センター判定会	精神保健福祉センター	5以内	5	0	0.0%	0	0	3	20	3			D	川崎市精神保健福祉センター判定会設置要綱
-	川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター運営協議会	障害計画課	35以内											B	川崎市総合リハビリテーションセンター条例
29	川崎市精神保健福祉審議会	精神保健課	20人以上	17	1	5.9%	0	0	3	20	3	あり		A	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、川崎市精神保健福祉審議会条例
30	川崎市児童福祉審議会	こども家庭課	20	20	8	40.0%	0	0	2	20	3	あり		A	児童福祉法、川崎市児童福祉審議会条例
31	川崎市母子保健運営協議会	こども家庭課	18以内	15	2	13.3%	0	0	2	19	3	あり		D	川崎市母子保健運営協議会設置要綱
32	川崎市小児特定疾患協議会	こども家庭課	7	7	1	14.3%	0	0	2	20	9	あり		D	川崎市小児特定疾患協議会設置要綱
33	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会	こども家庭課	5以内	5	1	20.0%	0	0	2	20	3	あり		D	川崎市特定不妊治療費助成事業協議会設置要綱
34	川崎市保育園在園児等健康管理委員会	こども計画課	10以内	9	4	44.4%	-	-	2	20	10	あり		D	川崎市保育園在園児等健康管理要綱
35	川崎市地域医療審議会	地域医療課	30以内	20	3	15.0%	1	1	2	19	9	あり		B	川崎市地域医療審議会条例
36	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会	地域医療課	15以内	15	1	6.7%	0	0	2	19	6	あり		D	川崎市休日急患診療所運営委員会連絡協議会要綱
37	川崎市救急医療情報システム運営委員会	地域医療課	11	11	0	0.0%	0	0	2	20	4	なし		D	川崎市救急医療情報システム運営委員会要綱
38	川崎市血液対策協議会	地域医療課	20以内	14	2	14.3%	0	0	2	20	6	あり		B	川崎市血液対策センター条例、同条例施行規則
39	川崎市精度管理専門委員会	地域医療課	6以内	5	1	20.0%	0	0	2	21	3	あり		D	川崎市精度管理専門委員会設置要綱
40	川崎市小児救急医療連絡協議会	地域医療課	15以内	15	1	6.7%	0	0	2	20	7	なし		D	川崎市小児救急医療連絡協議会設置要綱
41	川崎市医療安全相談センター運営協議会	地域医療課	9以内	9	5	55.6%	0	0	2	19	7	あり		D	川崎市医療安全相談センター運営協議会設置要綱
42	川崎市介護老人保健施設運営委員会	介護老人保健施設三田あすみの丘	12以内	10	4	40.0%	0	0	2	20	1	あり		B	川崎市介護老人保健施設条例

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性	年	月				
43	川崎市福祉有償運送運営協議会	高齢者在宅サービス課	15以内	15	4	26.7%	2	2	21	3	あり		D	川崎市福祉有償運送運営協議会設置要綱
44	川崎市生活保護適正実施検討委員会	保護指導課	9以内	9	3	33.3%	2	2	20	7			D	川崎市生活保護適正実施検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			865	242	28.0%	22	12						
健康福祉局合計(審議会等の数:44)														
まちづくり局														
1	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会	企画課	30以内	28	6	21.4%	4	1	20	7	あり		D	川崎市バリアフリーのまちづくり推進協議会設置要綱
2	川崎市建築審査会	まちづくり調整課	5又は7	7	3	42.9%	0	0	20	3	あり		A	建築基準法、川崎市建築審査会条例
3	川崎市開発審査会	まちづくり調整課	7	7	3	42.9%	0	0	20	7	あり		A	都市計画法、川崎市開発審査会条例
4	川崎市建築紛争調停委員会	まちづくり調整課	9以内	9	3	33.3%	0	0	19	12	あり		B	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例
5	川崎市都市計画審議会	都市計画課	20以内	20	3	15.0%	3	1	20	4	あり		A	都市計画法、川崎市都市計画審議会条例
6	川崎市都市景観審議会	景観・まちづくり支援課	20以内	15	6	40.0%	3	0	19	6	あり		B	川崎市都市景観条例
7	川崎市住宅政策審議会	住宅整備課	15以内	15	7	46.7%	3	2	20	8	あり		B	川崎市住宅基本条例
8	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理審議会	登戸区画整理事務所	10	10	0	0.0%	8	0	20	12	あり		A	土地区画整理法、川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例
9	川崎市地域交通検討委員会	交通計画課	7	7	1	14.3%	2	1	20	8	あり		D	川崎市地域交通検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			118	32	27.1%	23	5						
まちづくり局合計(審議会等の数:9)														
建設局														
1	川崎市屋外広告物審議会	路政課	15以内	10	3	30.0%	0	0	20	3	あり		B	川崎市屋外広告物条例
-	川崎市自転車等駐車対策協議会	自転車対策室			休止中				2		あり		B	川崎市自転車等駐車対策協議会条例
2	川崎市専門委員(下水道事業問題研究担当)	経営管理課	9	9	4	44.4%	0	0	20	3	あり		C	川崎市専門委員設置規則
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			19	7	36.8%	0	0						

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
建設局合計(審議会等の数:2)															
港湾局															
1	川崎港湾審議会	庶務課	35以内	26	1	3.8%	0	0	2	20	9	あり		A	港湾法及び川崎港湾審議会条例
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			26	1	3.8%	0	0							
港湾局合計(審議会等の数:1)															
川崎区役所															
1	川崎区区民会議	総務企画課	20以内	20	6	30.0%	4	1	2	19	6	あり		B	川崎区区民会議条例、川崎区区民会議要綱
2	川崎保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	18	5	27.8%	1	0	2	21	5	あり		B	地域保健法、川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎市老人保健連絡川崎地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	19	8	あり		D	川崎市老人保健連絡川崎地区協議会設置要綱
4	川崎地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	20	8	あり		B	川崎市血液対策センター条例施行規則、川崎地区血液対策協議会要綱
5	川崎区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	20	6	あり		D	民生委員法第8条及び川崎市民生委員推薦会規則
6	川崎区地域福祉計画策定委員会	地域保健福祉課	17以内	16	6	37.5%	3	3	2	20	2	あり		D	川崎区地域福祉計画策定委員会設置要綱
7	川崎区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12	12	9	75.0%	2	2	2	20	5	なし		D	川崎区健康づくり推進会議設置運営要綱
8	川崎区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	3	37.5%	0	0	2	20	6	-		D	区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱、川崎区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			100	36	36.0%	10	6							
川崎区役所合計(審議会等の数:8)															
幸区役所															
1	幸区区民会議	総務企画課	20以内	20	6	30.0%	4	2	2	20	6	あり		B	川崎区区民会議条例、幸区区民会議要綱
2	幸保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	15	2	13.3%	0	0	2	20	4	あり		B	川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎市老人保健連絡幸地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	19	8	あり		D	川崎市老人保健連絡幸地区協議会要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
4	幸地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	12	4	33.3%	0	0	2	20	8	あり		B	川崎市血液対策協議会要綱
5	幸区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	11	8	72.7%	2	2	2	20	5	あり		D	幸区健康づくり推進会議設置運営要綱
6	幸区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	0	0.0%	0	0	3	20	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
7	幸区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20以内	13	7	53.8%	0	0	2	20	3	あり		D	幸区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
8	幸区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	2	25.0%	2	0	3	21	6	あり		D	幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱 幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				92	30	32.6%	8	4							
幸区役所合計(審議会等の数:8)				92	30	32.6%	8	4							
中原区役所															
1	中原区区民会議	総務企画課	20以内	20	7	35.0%	4	1	2	20	6	あり		B	川崎市市民会議条例, 中原区区民会議要綱
2	中原保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	16	5	31.3%	0	0	2	20	4	あり		B	地域保健法, 川崎市保健所運営協議会条例
3	川崎市老人保健連絡中原地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	2	33.3%	0	0	2	19	8	あり		D	川崎市老人保健連絡中原地区協議会設置要領
4	中原地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	4	30.8%	0	0	2	20	8	あり		B	川崎市血液対策センター条例施行規則, 中原地区血液対策協議会要綱
5	中原区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	若干名	7	2	28.6%	0	0	3	20	6	あり		D	民生委員法, 川崎市民生委員推薦会規則
6	中原区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	12	7	58.3%	0	0	2	20	4	あり		D	中原区健康づくり推進会議設置運営要綱
7	中原区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	20以内	17	7	41.2%	0	0	2	20	3	あり		D	中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
8	中原区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	3	37.5%	2	1	3	21	6	あり		D	幸区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱 中原区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				99	37	37.4%	6	2							
中原区役所合計(審議会等の数:8)				99	37	37.4%	6	2							
高津区役所															
1	高津区区民会議	総務企画課	20以内	20	4	20.0%	4	0	2	20	6	あり		B	川崎市市民会議条例, 高津区区民会議要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性		年	月				
2	高津区協働推進事業協働事業提案・外部評価団体選考委員会	総務企画課	5以内	5	2	40.0%	0	0	2	20	3	あり		D	高津区協働推進事業協働事業提案・外部評価団体選考委員会設置要綱
3	高津保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	19	8	42.1%	2	2	20	4	あり			B	川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎市老人保健連絡高津地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	19	8	あり		D	川崎市老人保健連絡高津地区協議会設置要綱
5	高津地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	2	15.4%	0	0	2	20	8	あり		B	川崎市血液対策センター条例施行規則,高津地区血液対策協議会要綱
6	高津区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	20	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
7	高津区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	12	5	41.7%	1	0	2	20	5	あり		D	高津区健康づくり推進会議設置運営要綱
8	高津区地域福祉計画推進検討会議	地域保健福祉課	概ね19以内	16	3	18.8%	1	1	2	20	3	-		D	高津区地域福祉計画推進検討会議設置要綱
9	高津区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	5	62.5%	1	1	3	21	3	-		D	区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱,高津区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				106	32	30.2%	9	4							
高津区役所合計(審議会等の数:9)				106	32	30.2%	9	4							
宮前区役所															
1	宮前区区民会議	総務企画課	20以内	20	6	30.0%	0	0	2	20	6	あり		B	川崎市区民会議条例,宮前区区民会議要綱
2	宮前区地域協働のまちづくりシステム審査委員会	総務企画課	6以内	5	2	40.0%	-	-	1	20	1	あり		D	宮前区地域協働のまちづくりシステム審査委員会設置要綱
3	宮前保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	17	3	17.6%	0	0	2	20	6	あり		B	地域保健法,川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎市老人保健連絡宮前地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	19	8	あり		D	川崎市老人保健連絡宮前地区協議会設置要綱
5	宮前地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	4	30.8%	0	0	2	20	8	あり		B	川崎市血液対策センター条例施行規則,川崎地区血液対策協議会要綱
6	宮前区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	12	7	58.3%	1	0	2	20	5	あり		D	宮前区健康づくり推進会議設置運営要綱
7	宮前区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	2	28.6%	0	0	3	21	6	あり		D	川崎市民生委員推薦会規則
8	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	地域保健福祉課	20以内	15	6	40.0%	0	0	2	21	3	あり		D	宮前区保健福祉のまちづくり推進会議要綱
9	宮前区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	3	37.5%	2	1	3	21	6	あり		D	区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱,宮前区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了	再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性						
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む、合計		103	34	33.0%	3	1							
宮前区役所合計(審議会等の数:9)														
多摩区役所														
1	多摩区区民会議	総務企画課	20以内	20	5	25.0%	7	2	2	20	8	あり	B	川崎市区民会議条例、多摩区区民会議要綱
2	磨けば光る多摩事業審査会	総務企画課	7以内	7	2	28.6%	0	0	10ヵ月	20	3	あり	D	「磨けば光る多摩」事業実施要綱、磨けば光る多摩事業審査会
3	川崎市多摩保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	17	6	35.3%	0	0	2	20	4	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎市老人保健連絡多摩地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	19	8	あり	D	川崎市老人保健連絡多摩地区協議会設置、運営要綱
5	多摩地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	3	23.1%	0	0	2	20	8	あり	B	川崎市血液対策センター条例
6	多摩区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	3	42.9%	0	0	3	20	6	あり	D	川崎市民生委員推薦会規則
7	多摩区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	13以内	13	7	53.8%	1	0	2	20	5	あり	D	多摩区健康づくり推進会議設置、運営要綱
8	多摩区地域福祉計画推進会議	地域保健福祉課	16以内	16	4	25.0%	3	0	2	19	9	あり	D	多摩区地域福祉計画推進会議設置要綱
9	多摩区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8	8	2	25.0%	2	0	3	21	6	あり	D	区地域包括支援センター運営協議会設置、運営要綱、多摩区地域包括支援センター運営協議会設置要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む、合計														
多摩区役所合計(審議会等の数:9)														
麻生区役所														
1	麻生区区民会議	総務企画課	20以内	20	8	40.0%	7	4	2	20	6	あり	B	川崎市区民会議条例、麻生区区民会議要綱
2	多文化共生のまちづくり事業企画提案選考委員会	地域振興課	5	5	2	40.0%	0	0	-	なし	なし	-	D	多文化共生のまちづくり事業企画提案選考委員会設置要綱
3	麻生保健所運営協議会	地域保健福祉課	20以内	16	3	18.8%	0	0	2	20	6	あり	B	川崎市保健所運営協議会条例
4	川崎市老人保健連絡麻生地区協議会	地域保健福祉課	6以内	6	1	16.7%	0	0	2	19	8	あり	D	川崎市老人保健連絡麻生地区協議会設置要綱
5	麻生地区血液対策協議会	地域保健福祉課	20以内	13	4	30.8%	0	0	2	20	8	あり	B	川崎市血液対策センター条例施行規則

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了		再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	年	月				
6	麻生区民生委員推薦区会	地域保健福祉課	7	7	1	14.3%	0	0	3	21	5		D	川崎市民生委員推薦会規則
7	あさお福祉計画推進会議	地域保健福祉課	20以内	17	9	52.9%	3	2	2	21	3		D	あさお福祉計画推進会議設置要綱
8	麻生区健康づくり推進会議	地域保健福祉課	12以内	11	6	54.5%	2	2	2	20	3		D	麻生区健康づくり推進会議設置要綱
9	麻生区地域包括支援センター運営協議会	高齢者支援課	8以内	8	4	50.0%	0	0		21	6		D	区地域包括支援センター運営協議会設置要綱 麻生区地域包括支援センター運営協議会設置 要綱 運営要領
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				103	38	36.9%	12	8						
麻生区役所合計 (審議会等の数:9)				103	38	36.9%	12	8						
水道局														
1	川崎市水道事業経営問題協議会	庶務課	13以内	13	5	38.5%	2	2	2	20	5		D	川崎市水道事業経営問題協議会要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				13	5	38.5%	2	2						
水道局合計 (審議会等の数:1)				13	5	38.5%	2	2						
病院局														
1	川崎市立多摩病院運営協議会	経営企画担当	15以内	15	3	20.0%	3	2	2	20	7		D	川崎市立多摩病院運営協議会設置要綱
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				15	3	20.0%	3	2						
病院局合計 (審議会等の数:1)				15	3	20.0%	3	2						
交通局														
1	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査委員会	お客様サービス課	7	7	2	28.6%	0	0	-	-	-		D	川崎市交通局車体利用広告デザイン審査会設置 要綱
-	地下鉄・周辺整備懇談会	高速鉄道建設本部	15以内						1				D	地下鉄・周辺整備懇談会設置要綱
-	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会	経営企画課	8										D	川崎市バス営業所管理委託事業者選定委員会
要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計				7	2	28.6%	0	0						
交通局合計 (審議会等の数:1)				7	2	28.6%	0	0						

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	公募のうち女性				
消防局														
1	川崎市危険物保安審議会	危険物課	20以内	16	0	0.0%	0	0	2	21	3	あり	D	川崎市危険物保安審議会規程
2	川崎市コンテナ安全対策委員会	危険物課	30以内	20	1	5.0%	0	0	なし			あり	D	川崎市コンテナ安全対策委員会要綱
3	電子メール等緊急通報システム導入検討委員会	指令課	なし	17	4	23.5%	0	0	なし			あり	D	電子メール等緊急通報システム導入検討委員会設置要綱
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			53	5	9.4%	0	0						
消防局合計(審議会等の数:3)														
教育委員会														
1	川崎市教育改革推進協議会	企画課	10以内	10	2	20.0%	2	0	2	19	3	あり	D	川崎市教育改革推進協議会
2	川崎市奨学金審査会	学事課	15以内	15	5	33.3%	-	-	2	20	3	あり	B	川崎市高等学校奨学金支給条例第5条,同施行規則第11条
3	川崎市立学校社会見学委員会	指導課	20以内	19	4	21.1%	0	0	1	20	3	あり	D	川崎市立学校社会見学委員会規則
4	川崎市教科書用図書選定審議会	総合教育センター総務室	40以内	40	12	30.0%	0	0	0.25	19	8	あり	B	義務教育学校教科用図書無償措置法施行令,川崎市教科書用図書選定審議会規則
5	川崎市就学指導委員会	指導課	30以内	24	2	8.3%	0	0	1	20	3	あり	D	平成14年4月24日文部科学省通知148号,川崎市就学指導委員会要項
6	川崎市特別支援教育問題研究協議会	指導課	なし	16	4	25.0%	0	0	1	20	3	あり	D	平成14年4月24日文部科学省通知148号,川崎市就学指導委員会要項
7	総合教育センター運営委員会	総合教育センター総務室	25以内	19	6	31.6%	0	0	2	20	5	あり	B	総合教育センター条例第15条
8	川崎市市民ミュージアム協議会	市民ミュージアム	10	9	4	44.4%	2	1	2	20	5	あり	B	川崎市市民ミュージアム条例
9	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会	市民ミュージアム	16以内	12	1	8.3%	0	0	2	21	5	あり	D	川崎市市民ミュージアム資料等収集委員会設置要綱
10	川崎市日本民家園協議会	日本民家園	10以内	10	1	10.0%	2	0	2	19	6	あり	B	川崎市日本民家園条例
11	川崎市大山街道ふるさと館運営協議会	大山街道ふるさと館	10以内	10	2	20.0%	2	0	2	20	5	あり	B	川崎市大山街道ふるさと館条例,同運営協議会規則
12	川崎市青少年科学館協議会	青少年科学館	10以内	10	1	10.0%	2	0	2	20	5	あり	B	川崎市青少年科学館条例,同協議会規則
13	川崎市岡本太郎美術館協議会	岡本太郎美術館	10以内	8	1	12.5%	2	1	2	21	5	あり	B	川崎市岡本太郎美術館条例,同協議会規則
14	川崎市文化財審議会	文化財課	10以内	10	1	10.0%	0	0	2	20	4	あり	B	川崎市文化財保護条例

No.	審議会等の名称	所管課名	委員		左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了		再任の取り扱い	要綱に基づく除外の要件等	区分	根拠法令等
			定数(人)	現員(人)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)		年	月				
15	川崎市地名資料収集委員会	文化財課	10以内	4	1	25.0%	0	0	2	19	8	あり		D	地名資料収集委員会設置要綱
16	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会	健康教育課	なし	21	7	33.3%	0	0	1	20	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒心臓病運営委員会要綱
17	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会	健康教育課	なし	19	5	26.3%	0	0	1	20	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒腎疾患対策委員会要綱
18	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会	健康教育課	なし	19	7	36.8%	0	0	1	20	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒糖尿病対策委員会要綱
19	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会	健康教育課	なし	12	5	41.7%	0	0	1	20	3	あり		D	川崎市立学校児童生徒結核対策委員会要綱
20	川崎市就学時健康診断検討委員会	健康教育課	なし	11	2	18.2%	0	0	1	20	3	あり		D	川崎市就学時健康診断検討委員会要綱
21	川崎市スポーツ振興審議会	スポーツ課	15以内	15	5	33.3%	2	2	2	20	4	あり		B	スポーツ振興法、川崎市スポーツ振興審議会条例
22	川崎市青少年の家運営協議会	青少年の家	10以内	10	2	20.0%	2	1	2	20	4	あり		B	川崎市青少年の家条例
23	川崎市青黒川青少年野外活動センター運営協議会	黒川青少年野外活動センター	10以内	10	3	30.0%	2	1	2	21	4	あり		B	川崎市青黒川青少年野外活動センター条例
24	川崎市少年自然の家運営協議会	八ヶ岳少年自然の家	10以内	10	1	10.0%	2	1	2	21	4	あり		B	川崎市少年自然の家条例
25	川崎市立図書館協議会	中原市民館	10以内	10	5	50.0%	2	0	2	20	5	あり		B	川崎市立図書館設置条例
26	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会	教育文化会館	10以内	8	4	50.0%	0	0	2	21	3	あり		D	教育文化会館及び市民館大ホールの優先申請審査会要領
27	川崎市教育文化会館運営審議会	教育文化会館	10以内	7	4	57.1%	1	1	2	20	4	あり		B	川崎市教育文化会館条例
28	川崎市幸市民館運営審議会	幸市民館	10以内	8	6	75.0%	2	2	2	20	4	あり		B	川崎市市民館条例
29	川崎市中原市民館運営審議会	中原市民館	10以内	8	4	50.0%	1	0	2	20	4	あり		B	川崎市市民館条例
30	川崎市高津市民館運営審議会	高津市民館	10以内	8	3	37.5%	1	0	2	20	3	あり		B	川崎市市民館条例
31	川崎市宮前市民館運営審議会	宮前市民館	10以内	8	5	62.5%	1	1	2	20	4	あり		B	川崎市市民館条例
32	川崎市多摩市民館運営審議会	多摩市民館	10以内	8	2	25.0%	0	0	2	20	4	あり		B	川崎市市民館条例
33	川崎市麻生市民館運営審議会	麻生市民館	10以内	8	4	50.0%	1	0	2	20	3	あり		B	川崎市市民館条例
34	川崎市地域教育会議推進協議会	生涯学習推進課	19	19	5	26.3%	0	0	1	20	6	あり		D	川崎市地域教育会議推進協議会設置要綱
35	川崎市社会教育委員会	生涯学習推進課	20	20	8	40.0%	2	1	2	20	4	あり		B	社会教育法第15条、川崎市社会教育委員会条例

No.	審議会等の名称	所管課名	委員			左のうち女性委員		委員のうち公募委員		任期(年)	現委員の任期満了 年 月	再任の 取り扱い	要綱に基づ く除外の要 件等	区分	根拠法令等
			定数 (人)	現員 (人)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	公募のう ち女性							
-	川崎市生涯学習システム運営委員会	生涯学習推進課	8		休止中				2		あり		D	川崎市生涯学習システム運営委員会の設置及び運営に関する要綱	
36	川崎市地域日本語教育推進協議会	生涯学習推進課	17	17	10	58.8%	0	0	2	20	3	あり	D	川崎市地域日本語教育推進協議会設置要綱	
37	川崎市家庭教育推進協議会	生涯学習推進課	なし	16	11	68.8%	0	0	1	20	3	あり	D	川崎市家庭教育推進協議会設置要綱	
38	川崎市子ども会議推進委員会	生涯学習推進課	25以内	19	4	21.1%	0	0	1	20	6	あり	D	川崎市子ども会議推進委員会設置要綱	
39	川崎市における幼保一元化等推進検討会議	学事課	11	11	3	27.3%	0	0	なし	-	-	あり	D	川崎市における幼保一元化等推進検討会議設置要綱	
	要綱(留意事項)により除外対象となる審議会等を含む合計			518	162	31.3%	31	12							
	教育委員会合計 (審議会等の数:39)			518	162	31.3%	31	12							
	合計 (審議会等の総数:213)			3,079	858	27.9%	226	101							

5 各局区における女性委員の参加比率分布

局区名 女性委員 の参加比率	総務局	総合企画局	財政局	市民局	経済局	環境局	健康福祉局	まちづくり局	建設局	港湾局	川崎区役所	幸区役所	中原区役所	高津区役所	宮前区役所	多摩区役所	麻生区役所	水道局	病院局	交通局	消防局	教育委員会	合計	
100.0%																								
90.0-99.9%																								
80.0-89.9%																								
70.0-79.9%				1							1	1										1	4	
60.0-69.9%				1									1									2	4	
50.0-59.9%				3			2					1	1			1	3					6	18	
40.0-49.9%				5			6	4	1		1	1	3			2	2					3	29	
30.0-39.9%	1	2	3	4		3	8	1	1		3	2	5		3	1	1	1				8	47	
20.0-29.9%	3	1		6	3		6	1			2	1	1	2	1	5			1	1	1	11	46	
10.0-19.9%	1			1	2	3	11	2			1	2		3	2	1	3					6	38	
0.0-9.9%	5			1	1	2	11	1		1		1									2	2	27	
うち 0.0%	3			0	0	2	7	1		0		1									1		15	
合計	10	3	3	22	6	8	44	9	2	1	8	8	9	9	9	9	9	1	1	1	3	39	213	
【女性の参加比率35%を満たしていない審議会等の数】																								
35%未満	10	2	3	11	6	8	33	5	1	1	4	6	4	5	5	6	4	0	1	1	3	25	144	

注) 参加促進要綱適用除外の附属機関は計上していない。

*各局区ごとの女性委員の参加比率を区ごとに見ると、30.0%~39.9%の審議会等が47（構成比22.2%）と最も高く、20.0%~29.9%の審議会等が46（構成比21.6%）と続き、審議会等の多くがこの範囲に集中している。

6 女性のいない審議会等 集計

局(室) 区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮(※1)	目標		
				平成19年度	平成20年度	平成21年度
1 総務局	川崎市原子力施設安全対策協議会	あて職で女性の参加が難しい。	3	主として、市職員を委員として、市職員の任用上の配慮を求めていく。	主として、市職員を委員として、市職員の任用上の配慮を求めていく。	主として、市職員を委員として、市職員の任用上の配慮を求めていく。
2	川崎市防災対策検討委員会	地震工学、心理学等の学識経験者の中から、本市の防災対策の検討に最適なものを選任したため。	3	委員の増員の可能性がある場合に、新たに女性の任用を検討する。	委員の増員の可能性がある場合に、新たに女性の任用を検討する。	委員の増員の可能性がある場合に、新たに女性の任用を検討する。
3	川崎市法規担当専門委員	平成元年当時女性の適任者がいなかったため平成元年に任命した2名の委員について、現在に至るまで引き続き任用しており、地方自治法及び市の制度について知識が蓄積され、その実務に精通しているため。	-			平成21年度以降、現在の委員の任用動向を踏まえ検討する。
4 環境局	川崎市廃棄物処理施設専門家会議	専門知識を有する女性が少ないため。	1		1人(16.7%)増やす	
5	汚染土壌浄化施設認定等検討会議	専門知識を有する女性が少ないため、登用が難しい。	3			
6 健康福祉局	川崎市公害健康被害補償診療報酬等審査会	川崎市医師会に女性委員の推薦依頼をするが、医師会理事に女性が少ないため。	3	現状どおり	現状どおり	現状どおり
7	川崎市精神保健福祉センター	委員の指名基準である川崎市精神保健福祉審議会の委員が男性であるため。	3			精神保健福祉審議会委員の推薦を関係団体に依頼する際に、女性委員の参加促進を申し添える。
8	富士見公園環境改善連絡協議会	関係団体に女性がいないため。	3	女性の少ないため女性の参画は困難であるが、推薦方法を工夫するなどして女性比率向上を図る。	"	"

局(室) 区名	審議会等名	女性委員のいない理由	選任時における男女比への配慮(※1)	目標	
				平成19年度	平成20年度 委員の切替え時に関係の障害者団体に女性の推薦をお願いする。
9 健康福祉局	社会復帰訓練所運営連絡会	①近隣町内会長に女性がいない。 ②関係の障害者団体役員に女性がいない。 ③行政機関委員は充て職であるが女性ではない。	3		
10	社会復帰訓練所入所者受理会議	①専門知識を有する女性が少ない。 ②行政機関委員は充て職であるが女性ではない。	3		
11	健康増進課	川崎市老人保健連絡協議会	3	推薦依頼の際に、協議会委員の男女比に注意し、推薦団体に對し女性の参画を依頼する。	
12	地域医療課	川崎市救急医療情報システム運営委員会	1		
13 まちづくり局	登戸区画整理事務所	選任委員(学識経験者)として適任者がいなかった。	3		1人増やす(10%)
14 幸区役所	地域保健福祉課	推薦依頼をしたところ、男性のみの推薦だったため。	2		1人増やす(14%)
15 消防局	危険物課	危険物の保安に関する専門分野に女性が少ないため、推薦団体に女性参画を要請しても、紹介が得られなかったため。	3		推薦依頼の際に、審議会委員の男女比に注意し、推薦団体に對し、女性の参画を強く依頼するよう配慮する。

(※1) 1を「配慮した」、2を「配慮しなかった」、3を「その他」とし、3については、国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり専門分野や管理職級に女性がいけない等、担当課の取組みだけでは参加を促進できない事由がある場合を意味する。

*女性委員のいない審議会等は、全部で15である(前年度18)。
*女性委員のいない審議会等を持つ所管課の委員選任時における男女比への配慮度について、15の審議会等のうち「配慮した」審議会等は2(13.3%)、「配慮しなかった」審議会等は1(6.7%)、「その他」と回答した審議会等は12(80.0%)であった。

参 考 资 料

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」(平成13年条例第14号)の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき設置された協議会等

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2008(平成20)年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び室並びに市民オンブズマン事務局、収入役室、区役所、水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会事務局の長(以下「局長等」という。)は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等をできるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めること。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」(別記様式)に基づき、市民局長と事前協議を行うものとする。

- 2 市民局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。
- 3 「附属機関等の設置等に関する要綱」(9川総行推第29号、9川総人第99号、平成9年6月9日市長決裁)の適用を受ける審議会等を所管する局長等は、当該要綱第7条第3項に定める附属機関等の委員の選任に係る総務局長の合議においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。

- 4 前項の規定の適用を受けない局長等については、同様の措置を別途構ずるものとする。
- 5 市民局長は、個人情報の保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

- 第6条 局長等は、市民局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民局長に提出するものとする。
- 2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、1990（平成2）年6月1日から施行する。

この改正要綱は、1995（平成7）年6月1日から施行する。

この改正要綱は、1999（平成11）年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が平成17年7月1日以後のものから適用するものとする。また、施行期日前に行われた事前の協議は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、2005（平成17）年4月1日から施行する。

様式（第5条関係）

審議会等の委員選任に係る事前協議書

平成 年 月 日

市民局長 様

局長

所管課名 _____ 課

担当者名 _____ 内線 _____

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱第5条に基づき、審議会等の委員選任に係る事前協議を行います。

審議会等名												新規設置・改選年月日		平成 年 月 日			
根拠法令等												再任の取扱い (○をつける)		あり なし			
区 分		現 状 値 (※改選時に記入)					選任予定 (※新規・改選時に記入)					検討後の選任予定 (※新規・改選時に記入)					
		定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	定数 (人)	現員 (人)	うち職 (職務) 指定者	うち 女性	割合 (%)	
委 員 内 訳	学識経験																
	団体推薦																
	市民公募																
	行政職員																
	合 計																
※目標値の達成が困難な理由、今回参加率が下がる場合の理由（具体的に記入）																	

※協議の経緯・結果 委員構成の改正 人材情報の提供 要綱の改正 その他

※選任における課題等

審議会等の委員選任に係る事前協議結果通知書

平成 年 月 日

局長 様

以上の通り、市民局長の確認が終了しましたので通知書を送付します。

市民局長

人権・男女共同参画室担当 印

調査の実施に伴う留意事項

1 調査の対象となる審議会等（第2条）

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (2) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (3) 要綱等に基づき設置された協議会等

ただし、次に掲げる審議会等は、除外します。

- (1) 議会の同意あるいは選挙を委員選任の要件とするもの。
- (2) 関係行政機関を含む行政職員のみで構成されるもの。
- (3) 委員、相談員あるいは指導員間の連絡調整等のために設置されるもの。
- (4) 各種事業委託の委託団体として設置されるもの、及びその委託団体によって設置されるもの。

2 専門委員における女性委員比率の解釈

専門委員については、女性の委員比率を次のように解釈しています。

当調査においても、この解釈に即した記入をお願いします。

所管する専門委員が複数いる場合には、その総数に対し、最低でも35パーセントを女性委員とするよう、そして、最終的には男女ほぼ同数となることをめざします。

川崎市審議会等委員の女性の参加状況調査票（様式1）

記入所管課名	局		担当
	部	課	内線

※ 国の法律等で委員構成が厳密に規定されていたり、専門分野や管理職級に女性がない等、担当課の取組だけでは参加を促進できない事がある場合には「3.その他」を選択し、下段にその旨を記入して下さい。

【記入に関する留意点】

- * 各課で所管するすべての審議会等について提出をお願いします。
- * 設置根拠規定（関係条例・要綱等）及び委員名簿をあわせて提出してください。
- * 地方自治法第174条の専門委員における女性委員比率の解釈については、別添「留意事項」を参考に、あてはまる部分の記入をお願いします。

No.	審議会名	所管課	根拠法令等	地方自治法による根拠（いずれかに○）	委員		左のうちの女性委員		委員のうち公募委員		任期（年）	現委員の任期		再任の取扱い（いずれに○）	特記事項（解消の有無等）	担当課として、選任の際に男女比に配慮したか（いずれかに○）
					定数（人）	現員（人）	現員（人）	割合（%）	現員（人）	公募のうち女性委員（人）		年月日から	年月日まで			
1				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
2				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
3				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
4				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
5				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
6				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
7				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった
8				A B C D											新規 継続 解消	1.した 3.その他↓ 2.しなかった

女性のいない審議会等の参加促進計画（様式2）

記入所管課名	局	部	担当
		課	内線

No.	審議会等の名称	所管課名	任期 (年)	現委員の 任期満了 年月日	女性のいない理由	女性の参加促進計画		
						平成18年度 目標	平成19年度 目標	平成20年度 目標
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

2007（平成 19）年度
川崎市審議会等委員への女性の参加状況調査報告書

2007（平成 19）年 12 月

所 管： 川崎市市民局人権・男女共同参画室
男女平等推進担当
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話：044-200-2300